



岩垣 和彦 議員

**障がい者への市の具
体的な対応は！**

障害者差別解消法の施行に向けた取り組みは

問 来年4月からの法律の施行に伴い地方公共団体の責務も規定された。市における施行に向けた取り組みと、差別の実態は。

答 具体的に差別を解消する措置として「不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止、職員対応要領の策定」が求められている。法律制定を重く受け止めて、市が積極的に差別解消の取り組みの必要性を認識している。現在、市職員対応要領を策定するため情報収集している。

また、障がい者に対するアンケート調査で、「障がいがあることで差別や嫌な思いをした」

との問いに45.3%の方が「ある又は少しある」と回答されている。地域自立支援協議会が行ったアンケートでは「施設やハード面で使にくい又は使い方がわからない」「健常者の立場からしか見えない」などの意見が寄せられている。

問 法律では障がい者に対し、行政機関の「合理的配慮」を求めている。学校現場において、障がいをもつ児童・生徒及びその保護者から、これらの申し出があった場合の対応は。

答 教育委員会では、学校は障がいの有無に関わらず、どの子も共に学び、生きる力を身につける場でありたいと考えている。例えば障壁とされがちなプール

の授業や、遠足などの際に肢体不自由だから一緒に出来ないと思われれる場合がある。

しかし、本人が望むのであれば、必要最大限の合理的配慮を行い子どもの可能性を少しでも伸ばし、自立する力を身に付けさせることが必要と思っている。差別解消法の「合理的配慮の内容」については、関係課や地域自立支援協議会などと協議しながら具体的に検討を行いたい。

問 保育園においても、学校現場と同様に「合理的配慮」に対応するのか。

答 障がいを持つ子どもさんには保護者からの相談にもとづき、良好な保育環境が提供できるように努めている。法律の施行後も対象となるお子さんと保護者が望まれる保育サービスが提供できるよう職員の配置や施設の改修について、必要な配慮を行って行きたい。

政務活動費について

政務活動費とは、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として交付されるもので、高山市議会では議会における会派（無会派の場合は個人）に対して所属議員数に一人20万円を乗じた額を1年間の限度額として交付されます。

多くの議会では、政務活動費は月ごとや四半期ごとにまとめて事前交付されますが、高山市議会では条例及び規則において償還払い方式で交付すると規定されています。会派及び議員はいったん立て替え払いをした後、領収書を添付して支払いを請求し交付を受けます。なお、収支状況報告書や領収書の写しなどは議会事務局で閲覧できます。

平成26年度 政務活動費交付実績

(単位：円)

項目	高山市政クラブ	新風会	高山市議会 公明党	市民ネット	若山議員	松山議員	島田議員 (議長) ※
調査研究費	1,596,200	638,827	0	201,099	0	98,457	30,309
研修費	116,779	90,521	9,491	81,491	0	0	4,746
資料作成費	79,923	135,322	0	0	0	0	0
資料購入費	0	59,435	0	0	0	0	0
合計	1,792,902	924,105	9,491	282,590	0	98,457	35,055
交付限度額	1,800,000	1,600,000	400,000	400,000	200,000	200,000	200,000

※議長は申し合わせにより、会派に所属しません。